

平成 30 年 3 月 16 日

鳥取県「産業廃棄物処分場税」の更新

鳥取県から協議のあった法定外目的税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される鳥取県「産業廃棄物処分場税」の概要は以下のとおりです。

| | |
|---------|---|
| 課税団体 | 鳥取県 |
| 税目名 | 産業廃棄物処分場税（法定外目的税） |
| 課税客体 | 県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入 |
| 税収の用途 | ・ 産業廃棄物処理施設を設置促進するための施策の財源 ・ 事業者及び産業廃棄物処理業者等によるリサイクルを促進するための施策の財源 等 |
| 課税標準 | 県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量 |
| 納税義務者 | 産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者 |
| 税率 | 1トンにつき 1,000 円 |
| 徴収方法 | 最終処分業者による特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後に自社の最終処分場において処理する場合は申告納付 |
| 収入見込額 | （平年度） 14 百万円 |
| 非課税事項 | ・ 事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物（例：下水道処理等に伴う汚泥など） ・ 自社の最終処分場において自ら排出した産業廃棄物を処理する場合は原則対象外 |
| 徴税費用見込額 | （平年度） 0.4 百万円 |
| 課税を行う期間 | 5 年間（平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日） |

- ・ 平成 29 年 12 月 21 日 鳥取県議会にて改正条例案可決
- ・ 平成 30 年 1 月 10 日 総務大臣協議
- ・ 平成 30 年 3 月 16 日 総務大臣同意

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659